

| | | | |
|----------------|----|----|----|
| 生 | 00 | 01 | 5年 |
| (令和10年3月末まで保存) | | | |

生 企 第 1 0 3 号
令 和 4 年 7 月 1 1 日

各 所 属 長 殿

生 活 安 全 部 長

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令の一部改正について

令和4年6月10日、雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和4年政令第212号）が、また、同年7月1日、銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第243号）がそれぞれ公布され、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成20年政令第346号。以下「政令」という。）の一部が改正されたところであるが、当該改正の内容等は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第14条第1項は、インターネット異性紹介事業者に対する事業停止命令事由として、インターネット異性紹介事業者がその行うインターネット異性紹介事業に関し同法第8条第2号に規定する罪その他児童の健全な育成に障害を及ぼす罪で政令で定めるものに当たる行為をしたと認めるときと定めており、「児童の健全な育成に障害を及ぼす罪で政令で定めるもの」については、政令第1条各号に掲げられているところ、同条が以下のように改正されたものである。

1 政令第1条第8号関係

(1) 改正の内容

令和4年3月31日に公布された雇用保険法等の一部を改正する法律（令和4年法律第12号）第2条の規定により、職業安定法（昭和22年法律第141号）第63条第2号が改正され、公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で募集情報等提供を行い、又はこれに従事することが罰則に加えられた。

これを受け、雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係

政令の整備に関する政令第4条の規定により、政令第1条第8号が改正され、児童に対する労働者の募集に関する情報又は労働者になろうとする児童に関する情報を対象とする募集情報等提供に係る職業安定法第63条第2号の罪が追加されたもの。

(2) 施行期日

令和4年10月1日

2 政令第1条第25号関係

(1) 改正の内容

令和4年6月22日に公布された性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（令和4年法律第78号。以下「AV出演被害防止・救済法」という。）において、新たに次の行為に係る罰則が設けられた（AV出演被害防止・救済法第20条、第21条及び第22条第1項）。

- 制作公表者が、出演者との間で出演契約を締結しようとするときは、あらかじめ、その出演者に対し、出演契約事項について出演契約書等の案を示して説明するとともに、説明書面等を交付し又は提供して説明しなければならないにもかかわらず、説明書面等を交付せず若しくは提供せず、又はAV出演被害防止・救済法第5条第1項各号に掲げる事項が記載され若しくは記録されていない説明書面等若しくは虚偽の記載若しくは記録のある説明書面等を交付し若しくは提供すること（AV出演被害防止・救済法第5条第1項）
- 制作公表者が、出演者との間で出演契約を締結したときは、速やかに、当該出演者に対し、出演契約事項が記載され又は記録された出演契約書等を交付し、又は提供しなければならないにもかかわらず、出演契約書等を交付せず若しくは提供せず、又は出演契約事項が記載され若しくは記録されていない出演契約書等若しくは虚偽の記載若しくは記録のある出演契約書等を交付し若しくは提供すること（AV出演被害防止・救済法第6条）
- 制作公表者又は制作公表従事者が、出演契約の任意解除等を妨げるため、出演者に対し、出演契約の任意解除等に関する事項（AV出演被害防止・救済法第13条第1項から第3項までの規定に関する事項を含む。）その他その出演契約に関する事項であって出演者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、不実のことを告げること（AV出演被害防止・救済法第13条第5項）

- 制作公表者又は制作公表従事者が、出演契約の任意解除等を妨げるため、出演者を威迫して困惑させること（A V出演被害防止・救済法第13条第6項）

これを受け、銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令第2条の規定により、政令第1条が改正され、新たに同条第25号として、A V出演被害防止・救済法第20条若しくは第21条に規定する罪（これらの罪に当たる行為が児童である出演者に対してされた場合における当該行為に係るものに限る。）又はこれらの罪に係る同法第22条第1項に規定する罪が追加されたもの。

(2) 施行期日

A V出演被害防止・救済法附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日
(令和4年7月12日)

3 参考資料

- 別添1 雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令に係る官報の写し
- 別添2 雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令に係る新旧対照条文
- 別添3 雇用保険法等の一部を改正する法律に係る官報の写し
- 別添4 銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令に係る官報の写し
- 別添5 銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令に係る新旧対照条文
- 別添6 A V出演被害防止・救済法に係る官報の写し

担当 生活安全企画課少年事件係